

福岡県公報

平成18年10月20日
第 2 5 9 7 号

目 次

告 示 (第2033号—第2063号)

○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治 山 課)	4
○貸金業者の業務の停止	(経営金融課)	4
○貸金業者の営業所の不確知	(経営金融課)	5
○県営土地改良事業計画の変更決定	(農地計画課)	5
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	5
○林業種苗法に基づく生産事業者の登録	(緑化推進課)	5
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	6
○国土調査の成果の認証	(農地計画課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	7
○市の町及び字の区域及び名称の変更	(地 方 課)	7
○福岡県特定鳥獣保護管理計画の策定及び福岡県特定鳥獣保護管理計 画の策定に関する公聴会の開催	(緑化推進課)	8

○基本測量の実施	(土木管理課)	8
○公共測量の実施	(土木管理課)	8
○公共測量の実施	(土木管理課)	9
○公共測量の実施	(土木管理課)	9
○公共測量の実施	(土木管理課)	9
○予防接種を行う医師	(健康対策課)	9
○予防接種を行わなくなった医師	(健康対策課)	10
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	11
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	12

公 告

○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	12
------------	-----------	----

告 示

福岡県告示第2033号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
筑紫野市大字大石198の14、198の18、198の19、198の38、200、201
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
198の14・198の18・198の19・198の38・200・201（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。
 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び筑紫野市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2034号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
 北九州市小倉南区大字朽網3856の111、3856の112、3856の118・3856の175（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的
 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2035号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
 宮若市下字城ノ尾3057の1
- 2 指定の目的
 水源のかん養
- 3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び宮若市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2036号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
 嘉麻市桑野字宇ノ塔2の6、2の10、2の11、2の22、2の25、4の3、6、7、8の1、8の2、字ムカエ46の33、46の35、77の15、77の16、77の28、77の29、77の

32から77の34まで、77の36、77の38、77の39、77の46、77の47、77の49、77の50、字宗門185の7、字赤松195の2、字クスノキ196の33、196の59、196の62、196の71、196の74、196の76、196の78、198の2、198の6から198の8まで、198の12、198の13、198の15、198の16、字上石坂226の1、231、233、235の1、字ヨコイ357の2、357の3、357の8、357の10、357の11、357の13、357の17から357の20まで、字山セ川496、555の1、555の20、字倉谷799の2、799の43、799の55、799の58、799の67、799の72、799の84、799の85、799の87、799の93、799の94、799の101から799の103まで、799の107、799の112、799の115、799の118、799の130、799の135、799の144、字添ヶ倉1134、1161の1、1162の1、字神有1447の1、1447の2、1496、1512の14、1513の32、1513の35、1513の38から1513の40まで、1513の52、1513の59、1513の61、1513の62、1513の67、1513の73、1513の74、1513の80、1513の83、1513の86から1513の88まで、1513の92、1514の1、1514の2、1557の1、1559の1、1559の2、字ナカノ1891、1893、1988、1989、1993の1、1995の1、1995の2、1995の5、1995の9、1998の2、1998の15、1998の29、1998の43、1999の3、1999の5、1999の7、1999の8、1999の11、2010、2019、字山口2307、字普門寺2653の1、2723の12、字奥焼野3112の6、3112の7、3112の28、3112の29、3112の40、字仙道3383の54、3392の1、3392の6、3392の45、3392の48、3392の50、3392の54、3392の55、3392の59、3392の133、字タカヤ3805の7、3805の18、3806の55、3806の58、3808の25、3808の34、3808の43、3808の47、3808の56、3808の58、3808の65、3809の7、3809の13、3809の72、3875、3876の1、4151の31、字荒谷4154の2、字仁田ノ尾4374の4、4374の5、4375の1、4375の3、4375の4、4376の1から4376の3まで、4376の5から4376の8まで、4376の14から4376の16まで、4376の20から4376の24まで、4376の31、4376の32、4376の34、4376の36から4376の41まで、4376の43、4376の44

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2037号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

嘉麻市上字熊本86（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2038号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森

林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
飯塚市内住字椎ノ木谷621の2、625の1
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び飯塚市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第2039号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川市大字夏吉字金山3577の1から3577の5まで、3678
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字金山3577の1から3577の5まで・3678（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び田川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第2040号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 解除予定保安林の所在場所
朝倉郡東峰村大字小石原数字釜床2560の9・2594の5（以上2筆国有林）
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

福岡県告示第2041号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条の規定に基づき、次の貸金業者の業務を停止したので、同法第41条の規定により公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 名称
キャッシングMAX
- 2 氏名
竹原 幹雄
- 3 主たる営業所の所在地
福岡市博多区博多駅東1-1-16 第2高田ビル5階
- 4 登録番号
福岡県知事(1)第08301号
- 5 登録年月日
平成17年5月16日
- 6 行政処分の日
平成18年9月26日
- 7 行政処分の内容
貸金業務の全部停止90日間（平成18年9月27日から平成18年12月25日まで）
ただし、弁済の受領に関する業務を除く。
- 8 適用条文
貸金業の規制等に関する法律第36条

福岡県告示第2042号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の営業所の所在地を確知できないので、同法第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該貸金業者から申出がないときは、その登録を取り消すことがある。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
----	------------	------	-------

武藤 邦彦	福岡市博多区住吉2丁目16-1メゾン住吉401号	福岡県知事(1)第08265号	平成16年12月15日
-------	--------------------------	-----------------	-------------

福岡県告示第2043号

県営土地改良事業計画を変更したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
県営武島地区土地改良（農業用排水施設整備・農道整備）事業変更計画書の写し	平成18年10月20日から 平成18年11月20日まで	久留米市役所

福岡県告示第2044号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年10月10日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
行橋市大字入覚（入覚地区第4換地区）	換地計画書の写し	平成18年10月20日から 平成18年11月20日まで	行橋市役所

福岡県告示第2045号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定に基づき、次のように生産事業者の登録をしたので、同法第16条第1項の規定により公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

登録番号	生産事業者		生産事業内容	事業所	
	氏名	住所		名称	所在地
福岡県第465号	岡 部 幾 資	前原市大字大門 8-2	苗木	岡部 幾資	前原市大字大 門8-2

福岡県告示第2046号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成18年10月10日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
糸島郡二丈町大字吉井 （福吉地区第1換地区）	換地計画書の写し	平成18年10月20日から 平成18年11月20日まで	二丈町役場

福岡県告示第2047号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき、次のように国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日

北九州市	平成16年度から 平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	小倉南区大字曾根、大字曾根新田、曾根新田北一～七丁目まで、上曾根新町及び中曾根新町の各一部	平成18年10月4日
北九州市	平成16年度から 平成17年度まで	地籍図及び地籍簿	若松区大字藤木、大字二島、今光一・二丁目、用勺町、西天神町、童子丸一・二丁目、童子丸町の各一部、藤ノ木三丁目の一部、片山二・三丁目、二島四丁目の各一部	平成18年10月4日

福岡県告示第2048号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 申請のあった年月日
平成18年9月29日
- 申請に係る特定非営利活動法人
 - 名称
特定非営利活動法人子ども文化コミュニティ
 - 代表者の氏名
高宮 由美子
 - 主たる事務所の所在地
福岡県福岡市南区塩原三丁目22番1号徳永ビル201号
 - 定款に記載された目的
この法人は、子どもの文化・芸術活動への参加の促進と、子どもの社会参画の機

会を広げていくことを通して、子どもが豊かに育つまちづくりに寄与することを目的とします。

福岡県告示第2049号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
 - (1) 名称
特定非営利活動法人共生の里
 - (2) 代表者の氏名
松下 洋海
 - (3) 主たる事務所の所在地
福岡県行橋市東泉二丁目5番22号
 - (4) 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、精神障害者社会適応訓練事業、精神障害者地域生活援助事業を実施することで当事者の就労や生活を支援し、障害者が住みなれた地域で、人間としての希望や夢の実現、自立した生活を地域社会において営むことができることを活動の目的とする。

（変更後）この法人は、障害者自立支援法に基づく、障害福祉サービス事業を行う。又、障害当事者の就労や生活を支援し、障害者が住みなれた地域で、人間としての希望や夢の実現、自立した生活を地域社会において営むことができることを活動の目的とする。

福岡県告示第2050号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年9月29日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人ピース
- (2) 代表者の氏名
高橋 智宏
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県京都郡苅田町大字尾倉4064番地1
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、年齢や障害の領域を越え、子どもから高齢者まですべての人々に対し、高密度かつ多機能な医療型介護福祉サービスを提供することで、地域での健やかで自立した生活を支援し、地域の活性化に貢献することを目的とする。

福岡県告示第2051号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、福津市長から福津市の町及び字の区域及び名称を次のように変更する旨の届出があった。

上記処分は、津丸土地の土地区画整理事業に伴う換地処分公告のあった日の翌日から効力を生ずるものとする。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 次の区域をあげぼのに編入し、小字を廃止する区域

町	字	地	番
---	---	---	---

津丸曙	972の1、972の4、972の5、975の1、975の2、976の1、977、978、979の1、980、981、982の1、982の2、1718の5、1818の19
藤井	984の1、984の2、994の2、1015の1、1016、1016の2
宮城	1034の1、1034の2、1035の1、1035の2、1036の1、1036の3から1036の5まで、1038の1から1038の3まで、1041の1、1041の2、1043、1044、1045の1、1045の2、1046から1051まで
西ノ後	1052から1055まで、1056の1、1056の7、1065の1から1065の4まで、1065の7、1066の1、1066の2、1724の6
馬場	1256の1、1258、1260、1261の1、1262の1、1263、1264、1267、1268、1270から1272まで、1274から1280まで、1284、1285、1713の51、1713の73、1814の1
野間尻	1713の48、1713の50、1816の18、1817の2、1818の15
若木台1丁目	51の5、51の6、51の68
これらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部	

福岡県告示第2052号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第7条第4項の規定に基づき、福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第2期）の策定及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第3期）の策定に関する公聴会を開催するので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年福岡県規則第23号）第2条第1項の規定により次のように公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

日時	場所	案件	公聴会に関する 問い合わせ先
----	----	----	-------------------

平成18年11月20日 午前9時30分から	福岡県吉塚合同庁舎 604B会議室 福岡市博多区吉塚本 町13-50	福岡県特定鳥獣（イノシシ）保護管理計画（第2期）の策定及び福岡県特定鳥獣（シカ）保護管理計画（第3期）の策定について	福岡県水産林務部緑化推進課 (電話092-643-3550)
--------------------------	---	--	-----------------------------------

福岡県告示第2053号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のように基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
基本測量（ジオイド測量）
- 2 測量の実施地域及び実施期間

実施地域	実施期間
飯塚市、筑紫野市、嘉穂郡桂川町	平成18年10月23日から 平成19年3月16日まで

福岡県告示第2054号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市小倉北・戸畑地区	平成18年10月10日から 平成18年11月30日まで

福岡県告示第2055号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（1級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区河内二丁目	平成18年10月10日から 平成18年11月15日まで

福岡県告示第2056号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
------	------

北九州市若松区・八幡西区一円	平成18年10月16日から 平成18年11月30日まで
----------------	--------------------------------

福岡県告示第2057号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
北九州市八幡東区一円	平成18年8月29日から 平成18年11月30日まで

福岡県告示第2058号

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
田川郡川崎町大字川崎403-2	柏村医院	柏村 宗 宏
田川郡川崎町大字池尻884-1	医療法人 池尻診療所	深 村 俊 和
田川郡川崎町大字池尻884-1	医療法人 池尻診療所	平 野 憲 二
田川郡川崎町田原552-3	医療法人 日高医院	日 高 義 之

田川郡川崎町大字池尻329番地の8	医療法人 田中整形外科医院	北川 敬二
田川郡川崎町大字川崎459番地	中岡内科クリニック	中岡 幸一
田川郡川崎町大字田原1121	医療法人 長主病院	長主 哲明
田川郡川崎町大字田原1121	医療法人 長主病院	長主 泰明
田川郡川崎町大字田原1121	医療法人 長主病院	上田 剛史
田川郡川崎町大字田原1021番地	医療法人正久会 荒木小児科医院	荒木 久昭
田川郡川崎町大字田原1021番地	医療法人正久会 荒木小児科医院	荒木 正之
田川郡川崎町大字川崎2430番地の1	川崎町立病院	熊谷 穂積
田川郡川崎町大字川崎2430番地の1	川崎町立病院	門田 和久
田川郡川崎町大字川崎2430番地の1	川崎町立病院	伊森 裕晃
田川郡川崎町大字川崎1681-1	医療法人療仕会 松本病院	松本 素子
田川郡川崎町大字川崎1681-1	医療法人療仕会 松本病院	松本 直樹
田川郡川崎町大字川崎1681-1	医療法人療仕会 松本病院	大野 哲二
田川郡川崎町大字川崎1681-1	医療法人療仕会 松本病院	松岡 修
田川郡川崎町大字川崎24-2	医療法人 向野医院	向野 守人
田川郡川崎町大字池尻296番地の1	医療法人 古川病院	古川 榮記
田川郡川崎町大字池尻296番地の1	医療法人 古川病院	古川 弘子
田川郡川崎町大字池尻296番地の1	医療法人 古川病院	木本 泰孝
田川郡川崎町大字池尻296番地の1	医療法人 古川病院	押領司 健介
田川郡川崎町大字池尻296番地の1	医療法人 古川病院	内野 愛弓
田川郡川崎町大字川崎3204-1	社会福祉法人川崎会 介護老人保健施設幸陽園	中野 男也
直方市大字永満寺1347番地	医療法人直心会 西田病院	隈部 平昭
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	余 みんたく
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	豊川 毅
鞍手郡鞍手町大字中山2437番地の1	鞍手町立病院	坂東 健一郎
飯塚市勢田1806番地1	老人保健施設 和泉の澤	古野 隆之

福岡県告示第2059号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の承諾の撤回があったので、同条第2項の規定により、次のように公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

予防接種を行わなくなった医師

医療機関所在地	医療機関名	医師名
大川市大字榎津160番地1	有明クリニック	清水 孝樹
大川市大字榎津141番地11	高木病院	高木 維彦
鞍手郡小竹町大字新多36番地	田代医院	田代 久
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	明星 辰也
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	本田 智靖
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	畑間 繁樹
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	清原 裕
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	川上 和伸
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	田中英二
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	花元 裕治
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	西本 好徳
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	志方 健太郎
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	為廣 一仁
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	加藤 功
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	森下 和男
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	今村 真大
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	尾形 信雄
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	上村 哲司
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	鳥巢 久美子

鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	清原 佳代子
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	天野 一志
鞍手郡小竹町大字勝野1191番地	小竹町立病院	児玉 孝仁
飯塚市勢田1806番地 1	介護老人保健施設 和泉の澤	下松 巖
飯塚市勢田1806番地 1	介護老人保健施設 和泉の澤	関戸 茂樹

福岡県告示第2060号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月19日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人トライアングル子育て支援なかがわ

(2) 代表者の氏名

穂坂 俊一

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県筑紫郡那珂川町大字成竹1070番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、放課後等における保育が必要とされる児童に対し、集団生活の中で適切な生活及び遊びの場を与える事業を行うとともに、保護者に対して子育てに関する支援事業等を行い、那珂川町の各小学校との連絡を密にとり児童の育成を図るとともに、地域住民との協力事業等に積極的に参加し子どもたちと地域住民との交流を深め、世代を超えたすべての人が幸せにくらせる地域社会の確立に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2061号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人紫川を守る会

(2) 代表者の氏名

吉村 朋美

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県北九州市小倉南区北方1丁目3番10号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域住民に対して、紫川の環境及び市民の交流に関する事業等を行い、環境保全及びまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2062号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年9月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

- (1) 名称
特定非営利活動法人日本タイマッサージカウンスル
- (2) 代表者の氏名
野見山 麻衣子
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県太宰府市通古賀3丁目13番13号 西都ビル407号室
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、九州をはじめとする不特定多数に対して、タイ式マッサージ教育に関する事業を行い、健康・福祉に寄与することを目的とする。

福岡県告示第2063号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 申請のあった年月日
平成18年10月3日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人
- (1) 名称
特定非営利活動法人コミュニティライフサポート福岡
- (2) 代表者の氏名
富岡 克行
- (3) 主たる事務所の所在地
福岡県大野城市中央一丁目2番1号
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、介護や日常生活の支援が必要となった高齢者や地域住民に対して、在宅で24時間365日安心して日常生活が送れるように、必要なサービスが切れ目なく提供できることを目的とした小規模・多機能サービス事業を行い、高齢者や地域

住民が自由に自己決定できる尊厳ある生活が営めるようにすること、また地域での福祉の増進を担う人材を育成することや医療・福祉・介護についての講演会や地域交流イベントを企画開催し、医療・福祉・介護に関する知識の習得・向上を促進することで、住みやすいまちづくりの構築を支援し、広く社会に貢献することを目的とする。

公 告

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成18年10月20日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 調達内容
- (1) 調達物品の名称及び数量
- | | |
|----------------------------|---------|
| ア フラットファイル（A4版 背1.5cm 印刷有） | 40,500冊 |
| イ フラットファイル（A4版 背3.0cm 印刷有） | 15,300冊 |
| ウ フラットファイル（A4版 背6.0cm 印刷有） | 11,200冊 |
- (2) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
契約締結日から平成18年11月30日（木）までの間
- (4) 納入場所
福岡県警察本部総務課及び契約担当者が指定する場所
- 2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）
「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）
- 3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加

資格をいう。以下同じ。)

平成18年10月30日現在において、次の基準を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
01	01	文具	AA、A、B
01	02	事務機器	AA、A、B
03	01	軽印刷	AA、A、B
03	02	活版印刷	AA、A、B
03	02	製本	AA、A、B

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係るアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-641-4141 内線2233

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間等

平成18年10月20日（金）から平成18年10月30日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書の提出場所及び受領期限

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成18年10月30日（月）午後5時15分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡県警察本部入札室（地下1階）

(2) 日時

平成18年10月31日（火）午前10時00分

10 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあつては別に定める日時及び場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む）

）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（公団を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のう

ち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。